

質疑回答書

令和2年1月31日

契約番号 2019001774

件 名 令和2年度 三訪小学校他1校スクールバス運行業務委託

質 疑	回 答
1 仕様書の5の⑥について、「入札金額の積算において内訳書の種別欄に記載した区分の車両で運行すること。またやむを得ない・・・」とあり予備車についての事項がありませんが、登録の必要の有無を教えてください。 やむを得ない場合は受託者の責任であれば種別、区分が違う車種での運行が可能ということでしょうか。	1 年間契約に関する事項に記載する「使用する車両」は、当該路線を運行する可能性のある車両の記載が必要になります。予備車として予め複数台記載しておく必要はありませんが、受託者の判断で、スクールバスの運行に支障をきたさない台数を記載してください。 運行当日やむを得ない事情が生じ、区分と異なる車両で運行する場合は、運賃関係に違反することがないように、受託者の責任にて判断してください。
2 仕様書の8の⑥について、ウェブマップとありますが、ウェブマップの種類や検索時間等で所要時間（入札金額）が変わり入札を左右することがある場合も想定されますがウェブマップの指定、条件はございますか。	2 どのウェブマップを使用するかは事業者の裁量であり、仕様書では、回送距離は、計測された距離に0.4kmを加算した距離以上で積算し、回送時間は計測された時間以上で積算することとしています。これらのことを踏まえて、受託者の責任にてスクールバスの運行に必要な距離と時間を適切に積算してください。 なお、ウェブマップを指定すると、万が一、指定したウェブマップサービスが入札期間中に終了する等の事態が起こり、入札が成立しなくなる問題も考えられますので、ウェブマップの指定はしません。

この回答に対する質問は受付できません。